

告示

埼玉県告示第千二十一号

平成二十七年埼玉県告示第三百七十八号（平成二十七年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上田清司

表中

越谷市	越谷第八―二計画	平成二十七年四月一日から
部)	区（大字大泊の一	平成二十八年三月三十一日まで

を

越谷市	越谷第八―二計画	平成二十七年八月三十一日から
部)	区（大字大泊、大字上間久里の各一	平成二十八年三月三十一日まで

に改める。